

震災の教訓を次世代の子どもたちへ

主な内容：防災と人権について

1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 災害大国日本に暮らす人々にとって、防災力の向上は、欠くことのできないものである。そのため、自然災害に対する深い理解や、防災・減災能力を育成することが求められている。しかし、自然災害の記憶は、時間の経過とともに人々の心から薄れてゆくことは避けられない。また、社会の一部には、自然災害に対する理解不足やリスクに対する認識の甘さ、「自分は災害には遭わない」という根拠のない「仮想的安心感」などが存在し、このことが自然災害による被害を一層拡大させ、生かされない教訓の再生産につながるという指摘もある。そこで、防災教育の広範かつ継続的な取組を推進していくことが重要である。
- (2) 阪神・淡路大震災においては、①高齢者や障害者などの「災害時要援護者」に対する安否確認や状況把握に手間取ったこと、②情報の不足、③被災後の生活などのケアが十分でなかったことなど、多くの課題が生じた。このため、地域における「災害時要援護者」情報の共有や避難支援体制の構築が課題となっている。しかし、郡部では過疎化や高齢化などにより、地域における防災の担い手が不足し、都市部では地縁組織が脆弱で、隣人の顔が見えにくいなどの現状がある。そのため、地域における平常時の共助体制の構築と関連付けながら地域社会づくりをすすめることが求められている。
- (3) 指導に際しては、災害時に自分の命を守る「自助」の確立と、助け合いやボランティア精神などの「共助」の心をはぐくむ「兵庫の防災教育」と関連づけながら、「命を尊重する心」「人と人とのふれあいを大切にし、他者を思いやる心」「ボランティア活動に積極的に参加しようとする心」などの育成を通して、人間としての在り方生き方にせまることが大切である。
- (4) ボランティア活動については、災害援助活動、地域のコミュニティづくりなどを生徒自身が調べたり、ボランティア活動に携わっている人の話を聞いたりすることを通して、ボランティア活動の意義の理解や自己の在り方生き方についての自覚や認識を深めていくことが大切である。その際、自発性・無償性・公共性・先駆性などのボランティア活動の基本的性格について理解させ、実践しようとする意欲や態度を身につけさせることが大切である。また、学校や地域などにおいてボランティア活動を体験する機会を設定し、活動に必要な知識や技能を体験的、実践的に学ぶことも重要である。

2 展開例（活動課題(1)）

(1) 学習のねらい

居住地域のハザード（危険の原因・危険物・障害物）の実態を理解し、防災・減災意識を高め、安全で安心できる地域づくりに主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

(2) 展開例

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
1 居住地をもとに班を作る。	○ 活動目的や活動上の注意事項を理解させる。
2 地域で調査を行う。	○ 家族から近隣の「災害時要援護者」情報なども聞き取らせる。
3 調査内容をまとめ、発表する。	○ 安全で安心できる地域づくりの視点から、課題を整理させる。
4 ふり返しを行う。	○ 地域社会の一員として、日頃から防災・減災意識をもつことの大切さに気づかせる。

3 参考

(1) 1.17 ひょうご安全の日宣言

阪神・淡路大震災から16年が経った
 私たちは日本と世界の多くの人たちに
 地震の被害に遭う前に 震災の教訓を知ってもらいたい
 生かしてもらいたいと願って 発信し続けてきた
 昨年1月にハイチで大地震があった
 人口250万人の首都ポルト・プリンスなどで
 22万人以上が犠牲になった
 復旧・復興事業は難渋し 感染症も広がった
 21世紀に入って 巨大災害の発生がとくに目立つ
 犠牲者が1万人を超えた災害が この10年間で7回も起こった
 毎年のように 世界中で多くの人たちが犠牲になっている
 やはり 震災の教訓がまだまだ伝え 生かされていないのだ
 チリ津波災害から50年を迎え またチリ沖地震津波が来襲した
 幸い 人は亡くならなかったけれど水産施設に大きな被害が出た
 日頃から津波に備えた対策がなかったことが原因だ
 しかも 避難勧告や指示に従った人はたった3.8%にとどまった
 50年前の教訓が伝え 生かされていないのだ
 誰でも地震や風水害に遭遇する
 私たちが持っている災害の教訓をもっと活用しよう
 日々の生活の中でもっと備えよう
 それを自分から 家庭から 学校から 職場から 地域から発信したい
 伝えよう もっと伝えよう阪神・淡路大震災の教訓を
 備えよう もっと備えよう 減災社会を目指して
 震災の教訓は すべての災害に通じる知恵だから

(平成23(2011)年1月17日 ひょうご安全の日推進県民会議)

(2) 阪神・淡路大震災における県内の死者数

《国籍別内訳》	
<input type="checkbox"/> 日本	6,231人
<input type="checkbox"/> 韓国・朝鮮	107人
<input type="checkbox"/> 中国	40人
<input type="checkbox"/> ブラジル	8人
<input type="checkbox"/> ミャンマー	3人
<input type="checkbox"/> アメリカ	2人
<input type="checkbox"/> フィリピン	1人
<input type="checkbox"/> オーストラリア	1人
<input type="checkbox"/> 不明	9人
合計	6,402人

(「阪神・淡路大震災の死者に係る調査について(記者発表資料)」[平成17(2005)年12月22日付]より作成)

(3) 災害時要援護者に対する救助・避難誘導時の配慮事項(例)

対象者	配慮事項
ねたきり 高齢者	車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
視覚障害者	白杖等を確保する。また、日常の生活圏であっても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障害者 音声言語機能障害者	手話や筆談(筆記用具等を用意しておく)によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
肢体不自由者	自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障害者 (難病患者等)	常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。
知的障害者	災害の状況や避難所等の位置をわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。また、動揺している場合には、気持ちを落ち着かせることが大切である。
精神障害者	災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて誘導する。また、動揺している場合には、気持ちを落ち着かせることが大切である。
乳幼児 児童	災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、自力で避難することが困難な場合には、適切に誘導する。

(「災害時要援護者支援指針」[平成19(2007)年]兵庫県)